

意見書案第10号

子どもと向き合える学校の実現を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年9月20日

取手市議会議長

佐藤 清 殿

提出者	取手市議会議員	落 合 信太郎
〃	〃	池 田 慈
〃	〃	入 江 洋 一
〃	〃	小 堤 修
〃	〃	関 戸 勇
〃	〃	赤 羽 直 一
〃	〃	竹 原 大 蔵
〃	〃	阿 部 洋 子

子どもと向き合える学校の実現を求める意見書（案）

私たち取手市議会は、いじめ防止対策条例策定に向け、教育・福祉行政に携わる多くの方々と意見交換を重ねてまいりました。その中で、教職員の多忙が大きな課題と一致したところであります。この現状を打破しなければ、教職員の最も重要な仕事である子どもと向き合うことが十分できず、児童・生徒に不利益になるだけでなく、教職員自身の健康も損なわれ、その結果、学校運営に大きな支障を来すものであります。

「子どもは社会の宝」「子どもを見ればその国の将来がわかる」子どもの幸せは私たち大人の責務であります。

したがって、国の責任において、次の事項を実現し、子どもと教職員が向き合える学校となるよう強く要望します。

- 1 35人以下の少人数学級編成を、全国統一的な制度として確立すること。
- 2 児童生徒が専科として学ぶ機会を保障するよう、全学校に専科指導教員を配置すること。
- 3 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを各学校に1名以上の配置をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 月 日

茨城県取手市議会

提出先 内閣総理大臣，文部科学大臣，財務大臣